

令和7年度第8回
杉並区農業委員会 総会

令和7年11月26日（水）

1. 開催日時 令和7年11月26日(水) 15時30分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	秦 孝良		
会長職務代理	5番	飯田 幸弘		
委員	2番	蓮見 紳次	9番	井口 源成
	3番	原 修吉	10番	井口 明
	4番	野田 一郎	11番	田原 良規
	6番	原田 映史	12番	鈴木 宗孝
	8番	篠 清孝		

4. 欠席委員(1人)

委員	1番	細淵 玉美
----	----	-------

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	石野 哲夫
事務局次長	瀬端 一哉
事務局書記	齊藤 慧
	山口 育生
	櫻井 優奈
	河地 晃祐

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 納税猶予の特例適用農地等該当証明について
- 3 杉並区農業委員会情報セキュリティ基本方針について
- 4 農地利用状況調査に対する指導文書について

【依頼事項】

- 1 都への意見提出ならびに国への要望に関する内容の検討について
- 2 生産緑地の取得あっせんについて

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 農地の権利移動について
- 3 第67回農業委員会・農業者大会及び第11回農業委員会総会の日時変更について
- 4 その他

7. 議事

- 事務局長 それでは、令和7年度第8回の農業委員会総会を開始いたします。
本日は、協議事項が4件、依頼事項が2件、報告事項がその他を含めて4件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
本日の欠席委員は細淵委員、署名委員は蓮見委員と原委員です。よろしくお願いいたします。
- では、協議事項に入ります。
議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。
1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明を
お願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。
相続税の納税猶予を適用されている方について、3年ごとの確認と証明になります。
今回は4件ございます。
(1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続いて、2件目、お願いいたします。
- 事務局長 (2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
(協議)

- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。
 続いて、3件目、お願いいたします。
- 事務局長 (3件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
 (協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。
 続いて、4件目、お願いいたします。
- 事務局長 (4件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
 (協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。
 続きまして2番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。特例適用農地が現在農地であるかの証明でございます。今回は1件です。
 (照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地、また、担当委員より現地の様子について説明)
 (協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。
 続きまして、3番、杉並区農業委員会情報セキュリティ基本方針について、事務局から説明をお願いいたします。
- 議長 では、資料をご覧ください。
 地方自治法の一部改正により、行政委員会はサイバーセキュリティーを確保するための方針を策定することとなり、杉並区農業委員会につきましても、第6回農業委員会総会の協議にて、杉並区と共同策定することといたしました。資料につきましても、区が策定した基本方針の案でございまして、内容については、本日も確認、ご協議いただければと思います。
 資料について一部説明いたします。2ページ目は目的、定義等となります。2ページ目、10番のセキュリティ実施手順の策定で、農業委員会が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定めるための基本方針として、また地方自治法に規定するサイバーセキュリティーを確保するための方針として、農業委員会が保有する情報の資産、気密性、完全性及び可用性を維持

することを目的に方針を定めることとしています。

主なものといたしましては3ページ目3番、対象とする脅威となります。(1)から(5)までございますが、不正アクセスやウイルス、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の搾取、内部不正、このようなもの等を想定し、セキュリティ対策を実施するという内容を記載しております。つづきまして4番、適用範囲としましては、行政機関の範囲とございますが、行政機関の範囲としては農業委員会及び農業委員会事務局と定めております。次のページにいきまして、6番、情報セキュリティ対策として、以下、対策を講じるというところで、組織体制、情報資産の分類と管理、情報システム全体の強靱性の向上、以下、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティと記載しておりますが、現在の農業委員会、農業委員会事務局もこのようなセキュリティ対策は行っておりますが、改めて地方自治法の改正でこのような方針を定めるということとしております。

本日の資料は案でありまして、決定ではございません。追加でセキュリティ対策を講じる必要があるものなど、ご意見がございましたら、本日も協議をいただければと思っております。

簡単ではありますが、説明は以上です。

- 議長 只今事務局より説明がございましたが、何かご意見などございますか。
- 井口明委員 3番の情報資産についてですが、要は地番や農地の所有者、納税猶予等のデータが管理されているということですね。
- 事務局長 主にシステム上で管理されています。個人情報はもちろんのことながら、今までもセキュリティ対策はしております。この部分では、データに加え、紙で出力している情報もございますので、そのようなものも含んでおります。
全体をとおして、今回記載されているものは、行政委員会の基礎的な内容を指しておりますので、もし農業委員会で独自に実施するべき内容がございましたら、改めて総会にて皆様情報共有して、議論をしていただくこととなります。
- 議長 ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。
(異議なし)

- 議長 それでは、こちらの内容にて決定いたします。
- 続きまして、協議事項4番、農地利用状況調査に対する指導文書について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 資料をご覧ください。、今回の農地利用状況調査を経まして、農業者に対する指導文書案を事務局にて作成いたしました。今年度、文書内容を修正いたしまして、主な修正点といたしましては、生産緑地には農地の保全・管理に大きな義務が課されていることや現状では納税猶予制度等の証明書が発行できない旨を記載しております。
- 本日、ご意見等をいただきまして、文面を決めていただければと思います。私からは以上です。
- 原委員 農業委員会の役割を記載している部分に農業委員会としては適正な農地利用をしていない場合、指導及び税務署への通知義務があることを追記した方がよいと思います。この行為が農地を守る制度の基本となっており、農業委員会はその義務があるためこの文書を出している、このような趣旨に沿って改善を促していることを伝えるべきだと思います。
- あとはいつまでに改善をしてもらうべきか期限を記載した方が、改善後に農業者が報告しやすいかと思います。
- 議長 ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。
- （協議）
- では、本日協議いただいた内容で決定したいと思います。よろしくお願いたします。
- 続きまして、依頼事項に入ります。依頼事項1番、都への意見提出並びに国への要望に関する内容の検討について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。
- 例年東京都農業会議が国及び都に対して農業施策についての要請活動を行っております。都に対する意見につきましては、令和8年3月17日の東京都農業会議通常総会で決定し、国に対する要望については、令和8年2月24日の東京都農業委員・農業者大会で決定するという予定となっております。
- この要望内容につきましては、各農業委員会の意見に基づき決定することとなっております。杉並区農業委員会としても要望する事項について、ご意見

をいただきたいと思います。

本日は、参考として昨年の要望書を配付しております。こちらをご確認いただきまして、ご意見・ご要望をいただければと思います。12月の総会で杉並区農業委員会としての要望を決定したいと思っておりますので、要望の提出は12月12日までに事務局へ提出をお願いいたします。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。それではご意見いただきますようお願いいたします。続きまして依頼事項2番、生産緑地の取得あっせんについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 (事務局より、区から依頼があった為、生産緑地の取得あっせんを行う旨を説明)

(希望確認)

○議長 それでは、買い取り希望はないということで決定します。皆さん、可能な範囲で結構ですので、周知をお願いします。もし、農地を買い取たいという希望がありましたら事務局へご報告をお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処分について、事務局からお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」2件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

では、続きまして、報告事項第2番、農地の権利移動について、事務局からお願いいたします。

○事務局長 (農地の権利移動2件について、貸受人の住所・氏名、貸出人の住所・氏名、土地の所在地について報告)

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3番、第67回農業委員会・農業者大会及び第11回農業委員会総会の日時変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは資料をご覧ください。

東京都農業会議より第67回農業委員会・農業者大会の日程及び会場変更の通知がございました。日程変更に伴いまして、杉並区の第11回の農業委員会総会の日程も資料のとおり変更させていただきたく存じます。

私からは以上です。

○議長 この日にちは決定事項となっております。皆様、2月24日火曜日は総会と合わせて一日がかりとなりますが、よろしく申し上げます。

続きまして4番、その他の報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、その他の報告事項について、事務局から2点説明いたします。

1つ目、行政視察についてです。昨年同様に総会と同日の実施を考えております。時期としては、2月は農業者大会がございますので、3月にて実施できればと考えております。

行先につきまして、視察テーマや気になる自治体などご意見をいただきたく思います。そちらを基に事務局にて候補を検討いたします。昨年度はご意見をいただき、イチゴ農家と種苗会社へ視察に行きましたが、いかがでしょうか。

○原委員 3月だと農閑期ですから他自治体の農業委員会と交流するのも良いかもしれませんね。例えば清瀬市だと農地貸借が円滑にいくように貸借の面積や件数も増えてきていますし、農地バンクも設置されています。

○鈴木委員 清瀬市は、学校給食として一生懸命、八百屋が都内の学校に配達していると聞いたことがあります。

○事務局 学校給食の話もあわせて聞くことができれば参考になるかもしれませんね。

それでは行先は清瀬市といたしまして具体的な視察先を事務局にても調査いたします。日程につきましては昨年と同様に1月か3月の農業委員会総会後を検討しておりますので、よろしく申し上げます。

また、清瀬市との調整がつかなかった場合、改めて相談させていただきます。ご意見いただきまして、ありがとうございました。

○事務局長 続きまして2点目は私から報告いたします。11月15、16日の2日間にわたり、今回初めて、全国都市農業フェスティバルに参加させていただきました。来場者が1日当たり約5万人であったと、主催のほうから報告いただいております。

杉並区としても、農家の皆様のご協力をいただきまして、2日間、野菜を販売いたしました。両日1時間程度でほぼ完売となり、大変人気が高く、杉並区の農業のPRにつながったのではないかと感じております。その後、他自治体との意見交換会を私とJA支店長で参加し、各自治体のJA、自治体、農業者の方とともに、各農地の保全や、ボランティアなど、それぞれのテーマに沿って議論いたしました。私からも農業ボランティアについて意見交換をさせていただきまして、各自治体からマッチングがなかなかできないという課題が浮き彫りになっていたように感じました。このような課題は、杉並区で抱えている課題と似ており、非常に有意義な意見交換がございました。私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程は12月23日火曜日の16時から農業委員会総会を予定しております。

以上をもちまして、第8回総会を閉会いたします。ありがとうございました。